

## 議会改革検討委員会 課題検討結果

### 1 議員報酬、定数等

番号	課題及び提出会派	根拠条項	現状	提出された具体的改革内容	検討結果
1 -1	議員報酬と定数	寒河江市議会議員定数条例 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例	定数 18 人  議長 435,000 円 副議長 385,000 円 議員 360,000 円		報酬については現行のまま。 定数については2名減という意見が強かった。 (定数2減が4名、1減が1名、現行のままだが2名) ※
1 -2	長期病欠議員の報酬減額		報酬減額規定なし		平成26年3月に「寒河江市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を制定。

※ 議員定数を削減する意見として、人口及び職員数の減少並びに厳しい財政状況があげられた。また、現状維持の意見として、幅広く市民の意見を吸い上げ、市政に反映させることがあげられた。

### 2 議会審議関係

番号	課題及び提出会派	根拠条項	現状	提出された具体的改革内容	検討結果
2 -1	常任委員会の分科会における分担付託について、決算に関する歳入も一緒に付託する(清1)	市議会先例集 第11章 委員会 40	常任委員会の分科会では、歳入については、総務分科会に分担付託されている	より深める審議を行う為に、歳出に関する歳入も一緒に、関係する各分科会に分担付託する	現行のとおりとする。
2 -2	決算審査の見直し(無10)	議会先例集 39	分科会を設置	決算分科会を廃止する 従前のように決算特別委員会で全部を審査する	現行のとおりとする。

2 -3	予算・決算特別委員会の設置について（無 11）	委員会条例第 6 条（特別委員会の設置）	予算・決算特別委員会の設置及び定数は、その都度議決されているが、議長及び議選の監査委員の扱いが曖昧	予算特別委員会は、議長を除く 17 名で設置し、予算特別委員会、分科会への議長の出席は 0B 扱いとする 決算特別委員会は、議長及び議選の監査委員を除く 16 名の議員で設置し、議長の特別委員会、分科会への出席は 0B 扱いとする 議選の監査委員は決算特別委員会では発議者側に着席する	議事説明員については、執行部の判断となるが、決算特別委員会では、議会として、執行部側に議選監査委員が着席するよう要望した。 分科会では傍聴と同様の取り扱いとする。
2 -4	先例集第 6 章「発議」の解釈について（新 5）	先例集第 6 章「発議」20	先例集の「発議」は議員のものと解釈するが、「執行部」の発議と混同される	第 6 章の「発議」は「議員発議」のことを規定しているものであるため、No20 の「議員発議」の文言は削除する	平成 25 年 8 月に先例集 No20 の「議員発議」を「発議」に改正した。
2 -5	自由討議の導入（清 3）	議会基本条例第 11 条	委員会の審査において、自由討議の導入がされていない	議会基本条例に基づき「議員相互間の自由な討議」を推進するため、委員会の審査において、自由討議の機会を設ける	自由討議は積極的に導入していくこととなった。
2 -6	委員会審査における委員長報告書のまとめについては、委員長自ら行う（清 4）	市議会先例集第 1 1 章 委員会追加	委員会審査における委員長報告書のまとめについては、委員長自らまとめていない	委員会審査における委員長報告書を委員長自らまとめることにより、委員会として行政課題に的確に対応する事が出来る	平成 25 年 9 月定例会から、委員長自らまとめることとなった。
2 -7	陳情者・請願者への審議日程の案内と説明の要請（無 1）	議会基本条例第 6 条第 4 項		議運で日程決まればお知らせし、当日の説明を要請する	平成 25 年 9 月定例会から請願者等に日程通知を実施。
2 -8	休日議会の開催				執行部の理解も得る必要がある。現段階では時期尚早であり、今後の推移をみて対応することとなった。

### 3 会派関係

番号	課題及び提出会派	根拠条項	現状	提出された具体的改革内容	検討結果
3-1	議長の中立性の維持（新3）		議会の会派所属	議長の中立性維持のため所属会派の離脱	議長は会派に属しないこととする。
3-2	議長・副議長の会派離脱（無3）	申し合わせ 14	議長の交渉団体加入は、これを妨げないとされている	一党一派に属さない民主的な議会運営をするために、議長・副議長は会派を離脱する	議長は会派に属しないこととする。 副議長現行のままとする。
3-3	会派結成要件の見直し（無2）	議会基本条例第5条  会派に関する申し合わせ第2条	会派を結成することができる  会派とは、3人以上の所属議員を有する団体で議長に届けたもの	会派結成要件を3名から2名に変更する	現行のままとする。
3-4	政務調査費交付要件の見直し（無7）	議会基本条例第13条 政務調査費の交付に関する条例第2条第2項及び第3条 会派に関する申し合わせ	別に条例で定める  所属議員が1名でも会派とみなす 会派に対して交付する 会派は、3名以上で議長に届けたもの 会派結成が任意であることから、問題がある	条例上の整合性が必要したがって ①政務調査費の交付は会派から議員に変更する ②会派要件を3名以上から2名以上に変更する	現行のままとする。 （条例改正により政務活動費に名称変更）
3-5	正副議長の選挙における演説の導入（清2）	市議会先例集第4章 選挙追加	正副議長の選挙における演説は導入されていない	正副議長の選出過程を市民に明らかにし、議会の公開性、透明性を高めるため、正副議長の選挙において、所信表明の演説を本会議で行う。	平成25年5月に正副議長の所信表明会を実施した。

3 -6	議長・副議長選挙と所信表明（無 4）	自治法第 103 条	最大会派が独占している	選挙時に所信表明をする 副議長は議長と違う会派から選出する	平成 25 年 5 月に正副議長の所信表明会を実施した。 副議長の会派については制約しないこととする。
3 -7	議会基本条例及び議会改革の評価について（新 2）		議会報告会の開催	評価委員会等機関の設置	議会報告会は平成 24 年 11 月から実施。 議会の改革は常に付きまとうことであり、この議会改革検討委員会の検討が終了したら、新たに改革についての機関を立ち上げて検討することとなるだろう。
3 -8	常任委員会の構成メンバーについて（新 1）		同一常任委員会に同一議員が連続して長期に所属する議員がいる	連続しての同一常任委員会所属は 4 年までとする	主旨について各会派で誠意をもって対応することとなった。

#### 4 議会事務局及び法令手続き関係

番号	課題及び提出会派	根拠条項	現状	提出された具体的改革内容	検討結果
4 -1	議会議員就業等報告書の提出範囲	議会議員政治倫理条例第 4 条			金額の多少にかかわらず、報酬が出るものについては報告する。
4 -2	緊急連絡の未達（新 4）		F A X、携帯電話の未設置有り	議員全員、F A X、携帯電話の設置義務	道義的に促すということとなった。
4 -3	事務局の強化（無 5）	議会基本条例第 15 条	職員 1 名が減の状況	職員の定数配置を確保し、多様化する事務局体制を担う	事務局長の方で、総務課に話を通した。

4 -4	議会関係予算要求の取りまとめと確保（無 6）	議会基本条例第 6 条及び第 12 条と第 8 章関係		予算要求の取りまとめ	会派代表者会議において予算要求の説明を受けているので 25 年度は了解。
4 -5	常任委員会調査旅費の総額（無 8）	予算		減額前の金額に戻す	平成 25 年度から、政務調査費を年額 15 万円とし、委員会視察研修旅費を 10 万円とした。
4 -6	議員は他の行政委員会委員や各種審議会委員などへの就任を禁止（無 9）	議会基本条例前文 議事機関と執行機関の明確化		法律の定め以外は就任を禁止する 条例で定められているものであっても市に裁量権のあるものは、条例を改正して禁止する	平成 25 年 5 月の改選時に提案のとおり調整した。
4 -7	弔電の禁止（無12）	年賀状は公職選挙法で規制	虚礼廃止 金のかからない政治が求められている 規制がない	議員の選挙区内での弔電を禁止する	誰にでも無差別に打つという事はしないよう、各会派で周知する。
4 -8	議会基本条例施行規則第 3 条の訂正（無 13）	同左	会派に関する申し合わせ（平成 5 年 2 月 16 日）とあるが、19 日が正しい	16 日を 19 日に訂正する	成立当時の会議録の確認により訂正なし。
4 -9	寒河江市議会事務局設置条例の訂正（無 14）	寒河江市議会事務局設置条例第 2 条 寒河江市役所の位置を定める条例	事務局は寒河江市役所内に置く この市の役所の位置を寒河江市中央 1 丁目 9 番 45 号に定めるとなっている 現在、仮事務局に移転中、整合性が必要	仮事務局にあったものに訂正すべき	条例改正の必要はないので、訂正なし。